

高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業

プロポーザル募集要領

1、事業名

高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業

2、事業目的

高知県では、高知県新エネルギービジョン（平成 23 年 3 月策定）により、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいる。また、産業振興計画においても、本県の豊かな再生可能エネルギー資源を活かして産業興しや地域の活性化につなげていくこととしている。

こうした中、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、再生可能エネルギーの発電事業者により有利な固定価格買取制度が開始された。

高知県においても、このチャンスを生かし、再生可能エネルギーの導入促進と、地域資源活用のメリットを最大限地域に還流させることを目的に、県、市町村及び民間事業者の共同出資による発電事業会社（以下、「発電事業会社」という。）を設立し、発電事業を行う「こうち型地域還流再エネ事業スキーム」を進めることとした。

その第 1 弾として、安芸市においてメガソーラー発電事業を実施するにあたり、発電事業会社の設立運営及び発電事業の実施に携わるパートナー事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集する。

3、募集概要

（1）募集内容

募集する企画提案は、安芸市におけるメガソーラー発電事業を実現するための発電事業会社の設立運営計画、発電事業実施計画とする。

（2）発電事業の概要

①発電事業会社の設立

メガソーラー発電事業の実施にあたっては、県、安芸市及び事業者の共同出資による発電事業会社（株式会社）を設立する。

②発電設備設置場所

場所：安芸市穴内乙 2 1 1 4 番及び穴内乙 2 7 1 2 番 1（妙見山下段）

面積：約 7.2ha

※別紙（位置図、現況写真）参照

③発電設備の出力規模

土地の状況及び採算性を考慮し提案すること。

(3) 事業期間

メガソーラー発電事業の期間は、国による再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく事業期間（20年間）を原則とする。

(4) 条件等

①発電事業会社の設立手順等

(ア) プロポーザルにより選定された事業者は、県と安芸市と協議を行い、合意に至った場合、県、市及び事業者の間で、発電事業の実施に関する事項を定めた協定を締結する。

(イ) 協定締結後、事業者は自己の責任と負担において、電気事業者への系統連系照会及び申込、経済産業省への設備認定の申込を完了させること。

(注) 系統連系ができない場合は、県及び市は出資を行わないことがある。

(ウ) 系統連系申込を電気事業者が受理した後、県、安芸市及び事業者は出資を行い、発電事業会社を設立する。

(エ) 発電事業会社の設立に係る事務は事業者が行うこととし、設立に必要な費用は総事業費に計上すること。

なお、設立に必要な費用は事業者が立替えることとし、発電事業会社の設立後に法令等で定める範囲で発電事業会社の負担として清算する。

②発電事業会社の体制

(ア) 発電事業会社の所在地は安芸市内とすること。

(イ) 代表取締役は市から就任する取締役をあてること。

(ウ) 実務を担当する非常勤の取締役として県と安芸市が協議のうえ指名する者を就任させること。

③発電事業会社設立後の事業者の役割

事業者は、発電事業会社に取り締役を就任させるなど、発電事業会社の運営に主体的に関わるとともに、発電事業会社の行う以下の業務について、発電事業会社からの委託を受け実施するものとする。ただし、(イ) 及び (ウ) については他事業者へ再委託することは可とする。

(ア) 発電事業会社の総務・経理等の補助業務

(イ) メガソーラー発電設備の建設に係る設計、施工、その他付随する業務

(ウ) メガソーラー発電設備の保守、管理業務、その他付随する業務

④出資額

県、安芸市及び事業者の出資額は次表のとおりとする。

出資者	出資額	出資割合
県	46,670 千円 (上限)	50%以上
安芸市	46,670 千円 (上限)	
事業者	提案による ただし、46,670 千円以上、93,340 千円未満の額	50%未満

⑤土地使用料

3-(2)-②に記載する場所のうち、事業に必要な土地に関して、発電事業会社と安芸市が賃貸借契約を結び、安芸市へ土地使用料を納付すること。土地の使用料は年38,84円/㎡とする。

なお、土地は現状のまま貸与するので、発電設備の設置に必要な整地等は、発電事業会社が行うこと。

⑥土地の使用面積の算定

発電設備(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等)や発電設備の管理道路、外構設備(フェンス等)等で使用する面積を考慮し算定すること。

⑦発電設備の撤去

事業終了後にメガソーラー発電設備を撤去することを原則とし、収支計画に撤去費用を考慮すること。

4、審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、協定の締結の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

5、協定の締結の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、協定の締結の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。

選定後には、候補者と県及び安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。交渉の過程において、やむを得ない事情がある場合は、必要最小限の範囲において、三者協議のうえで企画提案内容を変更するものとする。この交渉が整ったときには、協定の締結の手続きに進む。交渉が整う可能性がないと県及び安芸市が判断した場合は、次点者に選定された者が、改めて県及び安芸市と交渉を行うこととなる。

6、参加資格

参加者は、次の要件を満たす法人又は複数の法人で構成するグループであること。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 次のうちいずれかに該当する者

① 県内に主たる営業所(本社又は本店等)を置く事業者(以下、「県内事業者」という。)

② 複数の事業者によるグループで、グループの構成が次のいずれかであること

(ア) 県内事業者のみによるもの

(イ) 県内事業者と県外事業者(県内に事業所、事務所等を置く者で、県内の常勤雇用の従業員が10人以上のものに限る。)によるもの

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県の「物品購入等関係に係る競争入札参加者登録名簿」、「清掃、警備（全般、駐車場整理）、整備保守管理に係る競争入札参加者登録名簿」又は「建設工事・建設コンサルタント参加者登録名簿」に登録されている（もしくは協定締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」、「高知県建設工事指名停止要綱」及び「安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) グループで参加する場合は、代表事業者及び構成員が（2）から（7）を満たすこと。

7、説明会

- (1) 日時：平成 25 年 2 月 18 日（月） 13 時 30 分から
- (2) 場所：安芸市民会館会議室（安芸市矢ノ丸 3 丁目 1 2）
※説明会終了後、現地（妙見山下段）にて説明を行います。
- (3) 参加方法：

説明会への参加を希望する場合は、平成 25 年 2 月 15 日（金） 17 時までに、別紙様式 1 により持参、FAX 又は電子メールにより提出すること。なお、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により担当者に着信を確認すること。

- (4) 申込先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-7-52
高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課（担当：讃岐、那須）
電話 088-821-4538 FAX088-821-4530
電子メール 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

8、質疑と回答

質疑は、募集開始の日から平成 25 年 2 月 25 日（月） 17 時まで、別紙様式 2 により持参、郵送（書留郵便または配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールにより提出すること。なお、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により担当者に着信を確認すること。質疑と回答の内容はホームページに掲載する。

このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとする。電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

（提出先） 「7-（4）申込先」に同じ

9、参加申込および資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、別紙様式3による参加申込書に資格要件の確認書類等をそえて申込をすること。

(1) 参加申込書

①提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は信書便（書留郵便に準ずるもの）。

②提出期限

平成25年2月28日（木）午後17時まで（必着）

③提出先

「7-（4）申込先」に同じ

(2) 提出書類

参加申込は、次の書類を提出すること。なお、②から⑥までは代表事業者及び構成員のそれぞれについて提出すること。

①参加申込書（別紙様式3）

②法人概要（別紙様式4）

③高知県入札参加資格番号（登録証の写し）

④法人の登記簿謄本（原本）

⑤高知県及び県内市町村の納税証明書（写し可）

※県税事務所及び県内の市町村がプロポーザル提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。

⑥消費税及び地方消費税についての納税証明書（写し可）

※所管税務署がプロポーザル提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。

⑦委任状（別紙様式5） ※グループで参加する場合のみ、構成員について提出すること。

(3) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を平成25年3月4日（月）までに申込者に電子メールで通知する。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②知事は説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

10、企画提案書の作成

(1) 企画提案

①提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は信書便（書留郵便に準ずるもの）。

②提出期限

平成25年3月15日（金）午後17時まで（必着）

③提出先

「7-（4）申込先」に同じ

（2）提出書類

①企画提案書（別紙様式6）

②上記①に（ア）から（コ）を添付すること。

（ア）事業概要書（別紙様式7）

（イ）財務状況（別紙様式8）

※直近3事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。なお、グループの場合は、代表事業者及び構成員のそれぞれについて提出すること。

（ウ）業務実施体制（別紙様式9）

a 発電事業の考え方

b 発電事業会社設立までの業務実施体制

c 発電事業会社設立後の業務運営体制

（エ）全体工程表（別紙様式10）

（オ）資金計画（別紙様式11）

a 資金計画

b 資金調達の考え方

（カ）発電設備概要書（別紙様式12）

a 設備配置・系統連系計画図

b 発電設備の機器選定方針

c 発電設備出力規模及び年間想定発電電力量

d 概算建設費用

（キ）発電事業会社の収支計画書（別紙様式13）

（ク）リスクマネジメント（別紙様式14）

（ケ）県内における今後の再生可能エネルギーの事業展開方針（別紙様式15）

（コ）県内事業者の参画動向等（別紙様式15）

a 県内事業者の出資割合

b 出資金以外の県内資金の活用

c 地元企業の活用方針

（3）提出部数等

①部数

14部（正本1部、副本13部：写真はカラーコピーとする）

②体裁

（ア）用紙はすべて片面使用とすること。

（イ）分冊ごとにフラットファイル（A4たて）に左綴じとし、ページ番号を付すこと。

(ウ) フラットファイルの表紙及び背表紙に参加者名を記載し、提出様式に見出しを付けること。

(エ) A3用紙はA4に収まるよう折り込むこと。

1 1、審査

別途定める「高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザル審査要領」に基づき実施する。なお、実施する日時、場所等については別途通知する。

1 2、審査結果

審査結果は、平成25年3月26日(火)(予定)の審査終了後にすべての参加者に通知する。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

1 3、スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 平成25年2月12日(火) |
| (2) 説明会 | 平成25年2月18日(月) |
| (3) 質疑締切 | 平成25年2月25日(月) 17時まで |
| (4) 参加申込書提出締切 | 平成25年2月28日(木) 17時まで |
| (5) 企画提案書提出締切 | 平成25年3月15日(金) 17時まで |
| (6) 審査委員会
(プレゼンテーション) | 平成25年3月26日(火)(予定) |
| (7) 審査結果通知 | 平成25年3月28日(木)(予定) |
| (8) 協定締結 | 平成25年4月(予定) |

1 4、提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式16により提出すること。
開示・非開示の判断は、別紙様式16により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (4) 協定締結者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。

15、問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課（担当：讃岐、那須）

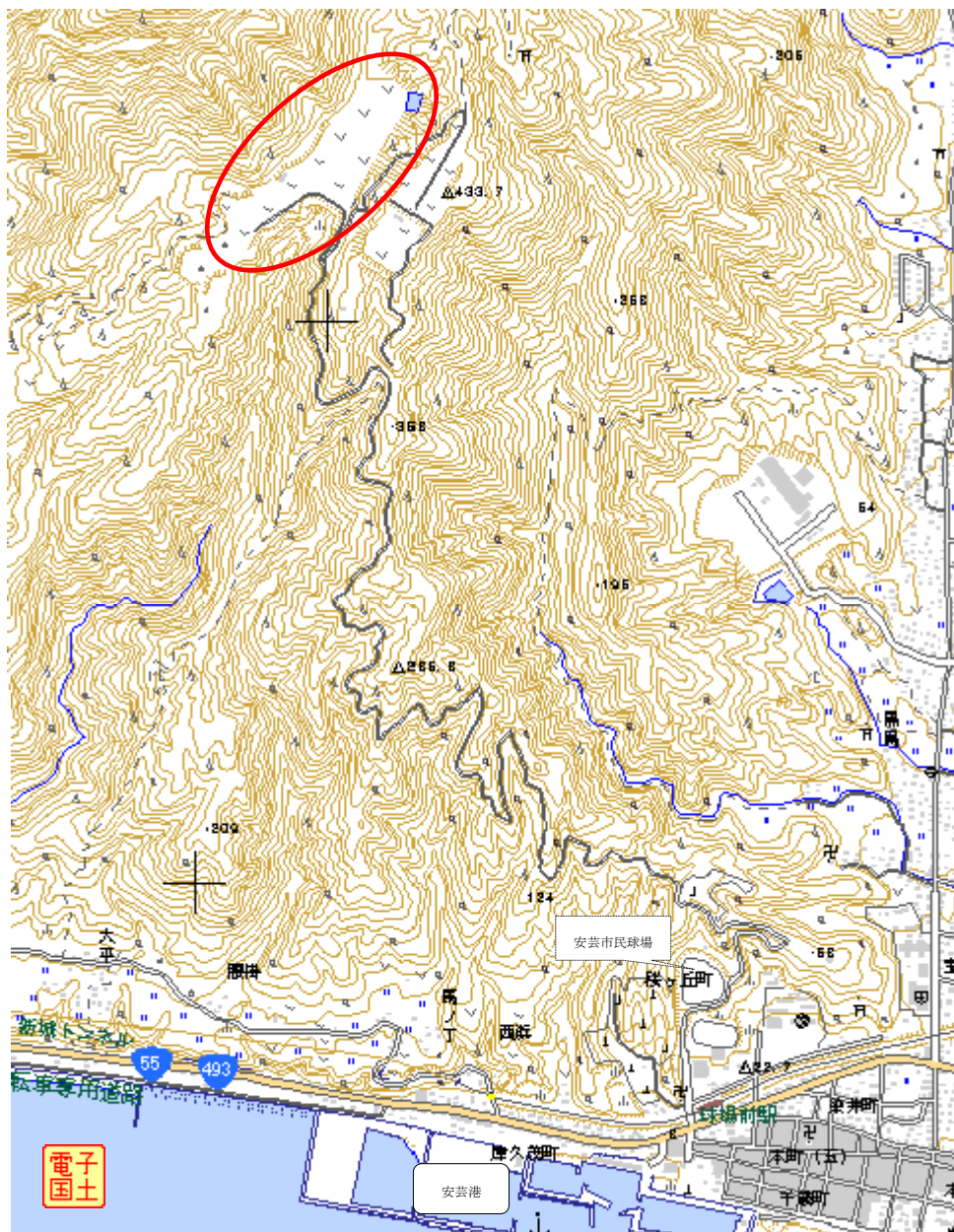
電話 088-821-4538 FAX088-821-4530

電子メール 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

16、その他

- (1) 公募型プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を高知県が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退書（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員、または当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) やむを得ない事情で日程等について変更が生じる場合は、別途通知する。

位置図



現況写真

